

障害者控除対象者 認定書を交付します

障害者手帳などの交付を受けていない人が「障害者もしくは特別障害者に準ずる者」として認定を受けることにより、所得税や市県民税の確定申告などで所得控除が適用されます。

申請できる方は、「要介護1」以上で65歳以上の方、もしくはその方を扶養している親族などです。

【申請方法】

申請者の印鑑と介護保険被保険者証を持参して、介護福祉課窓口にて申請してください。

※審査により、申請者全員が認定されるとは限りません。

【申請受付】 1月12日(木)

【お問い合わせ先】

市介護福祉課障がい福祉担当

(市役所1階⑨番窓口)

☎32・2279 / FAX35・0272

Mail:s-kaigo@city.komatsushi

ma.tokushima.jp

市税務課からのお知らせ 申告書などの提出は1月31日(火)までに

郵送による提出の場合は、1月31日(火)必着となるよう、ご協力をお願いします。

固定資産税に関する申告書

◎償却資産申告書

固定資産税の対象となる償却資産(土地・家屋および無形減価償却資産を除く)の所有者は、1月1日現在の資産を1月31日(火)までに申告してください。(申告用紙が届いていない事業所はご連絡ください。)

太陽光発電設備を所有されている法人または個人事業主は、償却資産の申告が必要です。また、10kW以上の発電規模を持つものは、住宅用のものであっても課税対象となりますので申告が必要です。

なお、経済産業省の認定を受け、平成28年3月31日までに取得された太陽光発電設備は、課税標準額の特例が適用される場合がありますので、申告の際、「再生可能エネルギー発電設備の認定通知書」の写しの添付をお願いします。

また、再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受け、平成28年4月1日以降に取得された太陽光発電設備は、課税標準額

の特例が適用される場合がありますので、申告の際、「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書」の写しの添付をお願いします。

【番号の記載と本人確認の実施】

申告書などの書類を提出する際は、各書類にマイナンバー制度の個人番号・法人番号を記載する必要があります。

また、個人番号を記載した書類を提出する際は、成りすましを防止するため、個人番号・本人確認書類を提示していただくなど本人確認措置が必要となります。

◎家屋異動申告書

平成28年中に、家屋を取り壊された方や家屋の用途を変更された方は、「家屋異動申告書」を提出してください。

◎住宅用地申告書

平成28年中に、土地を新たに住宅の用に供したり、住宅の用に供していた土地を住宅以外の用に供した場合など、住宅用地の利用状

況に異動があった場合には、1月31日(火)までに「住宅用地申告書」を提出してください。

また、住宅に係る家屋の用途を変更された場合も申告が必要です。

【お問い合わせ先】

市税務課固定資産税担当(市役所1階) ☎32・2115 / FAX33・3401
Mail:koteishisanzei@city.komatsushima.tokushima.jp

個人住民税に関する報告書

◎給与支払報告書

給与の支払いをする事業所(者)は、平成28年中の給与所得その他必要な事項を「給与支払報告書」に記入し、給与の支払いを受けている者の平成29年1月1日現在の住所地の市町村に、1月31日(火)までに提出してください。

【お問い合わせ先】

市税務課市民税担当(市役所1階) ☎32・3821 / FAX33・3401
Mail:shiminzei@city.komatsushima.tokushima.jp